



## 札幌市商店街感染防止対策支援事業

### 募集期間

2020年7月31日まで

### 目的

札幌市における感染症の状況は、第2波のピークは過ぎたと見られるものの、今後は、感染防止と経済活動を両立させる「新しい生活様式」を踏まえた店舗運営を行っていく必要があります。そのような中において、商店街がこれまでのように、安心して買い物を楽しむことができる場となり、にぎわいの場であり続けるため、商店街の皆さんが、以下のような取組を実施する場合に、その費用を補助します。申請締切は7月31日(金)です。

### 支援内容

【商店街の皆さんに実施していただきたい取組】

#### ① 感染防止対策の取組

- 商店街加盟店で使用する消耗品の購入（消毒液、マスクなど）
- 商店街事務局や商店街が運用する共用スペースで使用する備品の購入（空気清浄機、足踏式消毒液スタンドなど）
- 『商店街感染症対策取組事例集＆手引き』（別紙参照）に基づく加盟店の感染防止対策指導など

#### ② 商店街の魅力発信の取組

- メディアを利用した商店街の感染防止策についてのPR
  - 「3密の防止」など配慮した形での商店街の魅力発信事業（スタンプラリーの開催）など
- ～ご注意ください～

「② 商店街の魅力発信の取組」のみを申請することはできません。②の事業を申請に含める場合には、必ず「① 感染防止対策の取組」も合わせて申請してください。

（①の事業のみを申請対象とすることは可能です。）

### ▼補助対象経費

費目	補助例
備品購入費	商店街事務局や商店街が運営する共用スペース等で使用する感染対策に係る備品購入費 【例】空気清浄機、足踏式消毒液スタンドなど
消耗品費	商店街事務局や商店街加盟店舗等で使用する消耗品費 【例】消毒液、石鹸、マスク、うがい薬、体温計、ビニールカーテンなど
人件費・報償費	商店街で策定する感染対策マニュアルやBCP計画策定に係る講師謝金、商店街の魅力発信事業の実施に係るアルバイト代委託費 商店街の魅力発信事業の実施に係る清掃、警備、会場設営などの委託費 ※事業企画に係る委託は、1事業あたり10万円までとする。
物品賃借費	事業の実施に係る物品の賃借料
通信運搬費 事	業の実施に係る物品の運搬及び通信に係る経費
会議費	打合せ等に使用する会議室等の使用料(オンライン会議に係る費用も含む)
広告宣伝費	事業実施に係る印刷物の製作、配布、ホームページの改修などに要する費用
感染症対策指導費	「商店街感染症対策取組事例集＆手引き」に基づき、商店街事務局が加盟店の感染防止対策の指導を行った場合、商店街事務局に対して1店舗あたり3万円を補助。
その他の経費	その他、市長が事業の実施にあたり必要不可欠であると認める経費

### 支援規模

#### ▼補助上限額・補助率

##### (1) 補助上限額

- ・商店街振興組合：300万円
- ・任意会等：250万円

##### (2) 補助率

- ・補助対象経費の10/10

## 対象者の詳細

### ▼補助対象者（補助申請できる者）

取組を実施する「商店街等」とします。具体的には以下の①～③のとおりです。

- ① 商店街振興組合
- ② 商店街を地区とする事業協同組合
- ③ 市長が適当と認める任意の商店街

## 対象地域



## お問い合わせ

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課  
【TEL 011-211-2372】

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万が一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金